

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

〈1〉大学全体

大学学則および大学院学則には「前条の目的を達成するため、教育研究活動の点検及び評価を行う」と定めており、本学の目的を達成するために、教育研究活動の点検・評価を行わなければならないことを明記している(10-1 第2条、10-2 第2条)。本学における点検・評価の中心となるのが、大学自己評価委員会である。「金城学院大学自己評価委員会規程」には、「本委員会は、自己点検・評価をとおり、金城学院大学における教育・研究活動の活性化、教育・研究組織と運営体制の改善等を図ることを目的とする」と定められており、教育研究活動の活性化と組織運営の改善をめざしている(10-3 第2条)。

点検・評価活動の社会への公表については、2008年に前回の大学基準協会大学評価結果報告書を『WINDOWS vol.4』としてまとめて、公表している。2013年には「金城学院大学自己点検・評価施行細則」を制定し、「大学自己評価委員会は、自己点検・評価結果を7年に2回、自己点検・評価報告書としてまとめる」として、各部局の活動報告を自己点検・評価書として公表することを定めた(10-4 第3条)。この細則に基づき、今後は『WINDOWS vol.5』を発行する予定である。これ以外に、周年記念事業として刊行された『DOUBLE JUBILEE 120/60』や授業評価に対する分析をまとめた『VOX POP』などを通じて、大学における点検・評価活動を学生や父母、ひいては社会全体にまで公表している。

情報公開については、「学校教育法施行細則」第172条の2において大学が公表すべき項目が列挙されているが、この定められた項目については、本学でもホームページにおいて公開している(10-5)。また情報公開請求に対しては、特に規程を制定したり、対応部署を組織したりはしていない。個別の請求ごとに、その情報に係る業務を担当する部署が対応している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

〈1〉大学全体

本学における内部質保証は、大学自己評価委員会を活動の中心として、大学FD委員会などの全学委員会、学部自己評価委員会、研究科自己評価委員会と連携して行われている。その方針となるべき目的は、大学自己評価委員会の活動は、「金城学院大学自己評価委員会規程」に以下のように定められている。

- (1) 関係部局及び関係者に対する自己点検・評価の実施の指示
- (2) 全学的な視野からの教育・研究活動や組織に関する自己点検・評価の実施
- (3) 自己点検・評価に関する報告書(『WINDOWS』)の作成
- (4) 認証評価機関による評価の申請と対応
- (5) 自己点検・評価の結果、改善が必要とされる事柄について、関係部局及び関係者に対する改善の指示
- (6) その他、本委員会が必要と認める事項

第10章 内部質保証

(10-3 第7条)

本学では、大学自己評価委員会が委員会等に活動目標と活動報告の提出を求め、活動報告を検証することで、内部質保証としてのP D C Aシステムを機能させてきた(10-6)。活動目標の策定と活動報告の作成については、「金城学院大学自己点検・評価施行細則」に詳細が記されている。委員会等は活動目標を毎年策定し、大学自己評価委員会に報告し、その承認を受けなければならない(10-4 第3条)。これがP D C Aシステムの「PLAN」に相当する。承認された活動目標に基づき、委員会等は1年かけて目標達成のための努力を行う。これがP D C Aシステムの「DO」に相当する。委員会等は1年間の目標達成のための活動を活動報告としてまとめる。活動報告については、2012年度活動報告からは、評価者によるコメントが附されるようになった(10-7)。活動報告が提出されると、大学自己評価委員会はそれぞれの活動報告に対する評価者を選任し、評価者は活動報告を検証し、大学自己評価委員会で報告する。大学自己評価委員会は、評価者の検証報告を受けた上で、活動報告を審議し承認する。これがP D C Aシステムの「CHECK」に相当する。委員会等は、大学自己評価委員会の審議結果に基づき、指摘された事項について改善を行うため、次年度の活動目標が策定される。これがP D C Aシステムの「ACTION」に相当する。このように、大学自己評価委員会では、毎年の活動目標と活動報告を通じて、内部質保証を担保する努力をしている。

このほかに、第4章で説明したように、大学自己評価委員会では、すべての学科が策定した教育効果に関する数値目標についても検証活動も行っている(10-8)。このように、大学自己評価委員会は点検・評価活動において中心的な役割を果たし、本学の内部質保証が適切に行われているか管理する役割を果たしている。

これ以外に、本学の特筆すべき点検・評価活動として、総合戦略協議会があり、これもP D C Aシステムの「PLAN」を充実させる会議体と言える。総合戦略協議会は、本学の将来構想に関する事項を協議することを目的とし、これまで学部再編や共通教育改革などの組織改革や教育・学習システムなどの新規の取り組みに関する議論が行われてきた(10-9)。すべての教職員は、この協議会に提案することができ、傍聴するだけでなく、議論にも参加している。本学では、総合戦略協議会という場で将来構想を議論することで、教職員に将来計画を周知し、その意見を取り入れたより良い計画を設計することが可能となっている。

なお、構成員のコンプライアンス意識を徹底するために、本学では、ガイドラインや基本方針を定めている。ハラスメントについては、「金城学院大学ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」を教職員および学生に配布し、意識の徹底を図っている(10-10)。また人権委員会主催により、ハラスメント講習会を毎年開催している(10-11)。

個人情報保護については、金城学院として「個人情報の保護に関する基本方針」を定めており、個人情報保護委員会が中心となって、個人情報保護に取り組んでいる(10-12)。特に新任の教職員には、構成員のコンプライアンス意識を徹底するため、オリエンテーション時に、「金城学院大学ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」「個人情報の保護に関する基本方針」を配布し、人権委員会および個人情報保護委員会の委員長が説明している。個人情報の保護については、就任後にすみやかにeラーニングによって個人情報

第10章 内部質保証

報に関する理解を深め、保護意識を高めることを要請している。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

〈1〉大学全体

本学における組織レベルでの自己点検・自己評価は、大学自己評価委員会における活動目標と教育効果数値目標の検証活動が中心となっている。FD活動については、学部FD委員会と連携しながら、2012年から大学FD委員会が中心的な役割を担うようになった。その詳細は、第3章、第4章ですでに説明しているが、FD交流集会や学科別協議会を毎年開催することで、教育内容や教育方法の改善を継続的に実施できる体制が構築されている。これ以外に、大学全体では、教員レベルでは、個人の点検・評価として、第3章で述べた『VOX POP』を2年に1度発行している。各教員は、自分の授業評価アンケートの結果を踏まえて、教育方法の現状を把握し、授業改善につなげている。職員については、個人の点検・評価として、目標管理制度を導入しているが、すでに第9章で説明したため、ここでは省略する。

教育研究活動のデータベース化については、2010年に金城学院大学学術研究データベースを構築し、ホームページで社会に公表している(10-13)。このデータベースは、大学から社会へ向けた積極的な情報提供の一環として構築したものであり、本学教員の研究活動などを公開することで、を目的としている。

「金城学院大学自己評価委員会規程」では「本委員会は、自己点検・評価の内容と結果について、学外の有識者に出席を求め、意見を聴くことができる。」と定められており、学外の有識者の検証を受けることで、大学としての説明責任を果たすことができるようになっている(10-3 第3条)。具体的には、本学は同志社女子大学と包括協定を結んでおり、今後は外部評価についても協力し、2014年に相互評価を行った(10-14、10-15)。

文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応としては、2007年度の大学基準協会の相互評価における助言として10項目の指摘に対し、2011年度に改善報告書を提出し、いくつかの点について引き続いての改善が望まれるものの、今後の改善経過について再度報告を求められることはなかった(10-16)。

本学では、大学自己評価委員会を中心に、内部質保証を機能させるため体制作りをしており、活動目標や教育効果数値目標によって、継続的な組織改革が可能になっていると考えている。このほかにも、さまざまなレベルでの活動を通じて、教職員の資質向上をめざしている。

2. 点検・評価

●基準10「内部質保証」の充足状況

本学では、大学自己評価委員会を中心として、すべての学部・研究科に自己評価委員会があり、組織的な点検・評価を行っている。大学自己評価委員会は、活動目標や教育効果に関する数値目標の結果を検証することで諸活動の点検・評価を行い、内部質保証システムを機能させている。同志社女子大学との相互評価が実現したことで、今後は学外者の意

第10章 内部質保証

見を反映することもできるようになった。社会に対する公表としては、『WINDOWS』の発行はやや滞っているものの、授業評価アンケート結果を『VOX POP』として発行している。以上の点から、本学はおおむね求められる基準を充足していると判断できる。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

大学自己評価委員会は、活動目標と教育効果に関する数値目標に対する報告を検証することで、本学の現状を把握し、問題改善につなげることができている。従来は委員会の場での検証にとどまったが、2012年度の活動報告からは検証者のコメントが附されるようになり、大学自己評価委員会の検証活動を委員以外にも伝えることが可能となった。総合戦略協議会は、すべての教職員が本学の将来構想に関与できる先進的な取り組みであり、今後も協議会を活用した改革が継続されることが望まれる。FD活動に関しては、従来は学部中心のFD活動であったが、2012年に大学FD委員会が設置されたことにより、大学全体で教育改善に取り組む体制が構築されることとなった。

このような教員組織における改善活動に加え、職員組織においても目標管理制度が導入されており、大学全体で内部質保証を確保する体制が整えられていると判断される。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

情報公開は「学校教育法施行細則」に定められた内容が公開できているが、情報公開請求に対する対応は組織化しておらず、個別対応にとどまっている。

前回の『WINDOWS vol.4』から7年近く自己点検・評価報告書が作成されていない。今後の7年に2度の公表が実行できるような計画を立てなければならない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

大学自己評価委員会は、今後も活動報告と教育効果に関する数値目標に対する検証活動を一層充実させることで、大学全体で、検証結果を活用して改善につなげる体制を整える。大学FD委員会は、学部・研究科のFD活動との連携を密接にすることで、それぞれの学部・研究科の積極的な取り組みを大学全体で共有できるようにする。

現在、教員組織と職員組織における内部質保証に関する活動はそれぞれ行われているので、両者の活動状況を大学全体で共有し、教職員一体となって改善に取り組むことができるようにする。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

改善状況を年度ごとに公表することを検討し、本学の内部質保証を学生や社会に対して周知していく。情報公開請求に対する対応については、規程の制定などを通じて、組織的な体制を整えることを検討する。

第10章 内部質保証

7年に2度の自己点検・評価報告書については、大学自己評価委員会において次回公表の時期、公表内容について検討を開始する。

4. 根拠資料

- 10-1 「金城学院大学学則」(既出 資料 1-2)
- 10-2 「金城学院大学大学院学則」(既出 資料 1-15)
- 10-3 「金城学院大学自己評価委員会規程」
- 10-4 「金城学院大学自己点検・評価施行細則」
- 10-5 大学HP「情報公開」
(<http://www.kinjo-u.ac.jp/about/disclosure.html>)
- 10-6 「2007年度～2012年度活動報告」(既出 資料 1-24)
- 10-7 「「2012年度活動報告」「2013年度活動目標」に関する申し合わせ」
- 10-8 「2013年度教育効果数値目標の作成について」
- 10-9 「総合戦略協議会議題一覧」(既出 資料 1-6)
- 10-10 「金城学院大学ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」
(既出 資料 6-3)
- 10-11 「ハラスメント講習会テーマ一覧」
- 10-12 学院HP「個人情報の保護に関する基本方針」
(<http://www.kinjo-u.ac.jp/f-kobo/kozinjoho/kozinjoho.htm>)
- 10-13 大学HP「金城学院大学学術研究データベース」
(<http://tdb.kinjo-u.ac.jp/search/>)
- 10-14 「同志社女子大学と金城学院大学の学術交流に関する包括協定書」
- 10-15 『「金城学院大学点検・評価報告書(草案)」に基づく相互評価」
- 10-16 「改善報告書検討結果」
- 10-17 学院HP「財務」(既出 資料 9-25)
(<http://www.kinjo-gakuin.jp/about/financial.html>)